

☆個人確定申告について☆

本年も残すところあと一か月になりました。平成26年分の確定申告について還付申告の適用を受けられる方は、平成27年1月1日から手続きを行うことができます。また、確定申告を行う際に源泉徴収票や支払調書は添付資料として必要になりますので、大切に保管して頂き、各担当者にご提出ください。

☆相続時精算課税制度の改正☆

平成27年1月1日以後の相続税改正に伴い、贈与税の改正も同時期よりスタートします。贈与税の暦年課税と相続時精算課税があり選択適用となっていますが、今回の改正により相続時精算課税の適用対象者の範囲が拡大されます。

贈与者：65歳以上でしたが、改正後は60歳以上

受贈者：20歳以上である推定相続人のみでしたが、

改正により20歳以上の孫が追加

生前贈与をうまく利用することにより、相続税も含めて税負担を軽減することができます。

※贈与税は申告漏れが多いので注意が必要です。ご不明点がございましたらお気軽にご相談ください。

☆個人住民税特別徴収推進宣言☆

個人の住民税の納税の方法には、普通徴収と特別徴収があり、そのいずれかの納付方法によって納税することになります。

〈普通徴収〉各人が市役所等から送付される納付書で住民税を納めます。

〈特別徴収〉給与を支払う事業所が給与から差し引きして、その事業所が納税者の代わりに市等に住民税を納めます

特別徴収により納める事業所等を特別徴収義務者といいます。平成27年度よりこの特別徴収義務者の指定を徹底することが宣言されました。これにより平成27年度からは特別徴収を実施していない事業所等を特別徴収義務者に指定し、原則として全ての事業所等で特別徴収を行うようになります。

☆コラム（飯島のつぶやき）☆

一生懸命と本気は違う

人は日々、一生懸命生きているものです。

経営者も、一生懸命です。

しかし、一流のスポーツ選手などは、「一生懸命」ではなく、「本気」です。

「一生懸命」と「本気」は同じようで違います。

他人に言われれば、人は嫌々でも一生懸命、物事を行います。そのため、時には愚痴や不満がでるのです。

しかし、「本気」は自らの強い意志がなければならぬ状態です。そして「本気」になった時こそ、評価されるに値する結果を生むものです。

では、なぜ「本気」になれないのか？

それは、普段はそこまで自分を追い込まなくてもどうにかなってしまうからです。人は必要がないことはやりません。

しかし、「逆境」の時には、人は本気にならなければなりません。これはどうしてもやらなければならない状況があるからです。

「逆境」は人が真剣になり、「本気」にしてくれる最高の環境なのです。

時には自分を追い込んでいく環境づくりも大切かもしれません。

衆議院選挙

今回の衆議院選挙、誰もが誰に（どの政党に）投票しようか悩んでいるようです。

確かに消費税増税の延期は朗報のようにも思えますが、それと同時にされる予定だった様々な法案の施行も延期されてしまいます。業界によっては落胆の声も聞こえてきます。何を重視して今後の日本の国政を委ねれば良いのかを真剣に考える時かもしれません。

人手不足

最近どのお客様に聞いても人手不足だと言います。職種も営業、事務、SEを問わず良い人材を確保するのが難しい状況です。人材紹介会社も、いざ依頼しても、紹介がなかなか来ません。いったい良い人材はどこに行ってしまったのでしょうか？

当事務所も求人活動中です。年内には体制を整えて新年を迎えるよう「本気」で取り組んでまいります。

今月の一言

『退路を絶ってことに当たる』

戻れるところがあると本気でことに当たられません。

人生には分かれ道があります。どちらの道に進むかを決める時も、決して戻らない覚悟があるのとないのでは、運のつき方も違ってくるような気がします。